

世田谷区都市整備方針の見直し
(『第二部「地域整備方針(後期)」』たたき台)について

1 主旨

「世田谷区都市整備方針(平成27年4月)」(以下、「都市整備方針」という。)は、都市づくり・街づくりにおける区の総合的な基本方針であり、都市計画法により策定が義務づけられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」としての位置づけを持つものである。

「都市整備方針」の計画期間は概ね20年であり、区全体としての将来都市像や各地域に共通する都市づくりの基本方針を示した「第一部『都市整備の基本方針』」と、地域のまちの姿や特性を活かした身近な街づくりの方針を示した「第二部『地域整備方針』」とで構成している。

平成27年4月の策定より間もなく10年を迎えることから、各地域における『地域整備方針』のアクションエリアの方針について、これまでの街づくりの取組み状況等を整理し、見直しに向けた検討を進めている。

このたび、その見直しの考え方と地域の詳細版とで構成する『第二部「地域整備方針(後期)」』(たたき台)を作成し、区民と意見交換会を開催し、併せて意見募集を行う。

2 これまでの経緯

令和5年	3月	現行の地域整備方針(テーマ別方針、アクションエリアの方針)に係る取組み状況等の整理
	6月	第117回都市計画審議会(検討と部会の設置について諮問)
	10月	第1回アドバイザー会議
	10~11月	区民等との意見交換、オープンハウスの実施
	11~12月	区民アンケート調査の実施
	12月	第2回アドバイザー会議
令和6年	1月	第120回都市計画審議会(区民意見結果とこれまでのアクションエリアに係る区の取組み状況等について報告)
	2月	区民等への「アクションエリアの方針」に係る区の取組み状況の公表
	3月	第3回アドバイザー会議
	5月	第4回アドバイザー会議
	6月	第122回都市計画審議会(たたき台報告)

3 区民意見の整理について

【別紙1】参照

4 世田谷区都市整備方針『第二部「地域整備方針（後期）」』（たたき台）について

(1) 『第二部「地域整備方針（後期）」』たたき台（見直しの考え方と主なポイント）【別紙2】

構成の大枠としては、地域整備方針後期の見直しの基本的な考え方を示すため、「序章」の前段に新たな章として「はじめに」を立てた。

その後、「序章」として地域整備方針の位置づけや構成を示し、第1章から第5章まで、各地域の街づくりについて記載した後、「終章」を位置づけている。

なお、近年は新たな街づくりの動きとして、区民主体の活動団体や民間企業等による自主的な活動に端を発する街づくりも行われてきていることから、地域行政推進計画の考え方も含め「終章」の内容を見直し、修正を行う。

(2) 『第二部「地域整備方針（後期）」』たたき台（地域の詳細版）【別紙3】

地域整備方針後期のたたき台の第1章から第5章までの各地域の詳細については【別紙3】に示す。

各地域のアクションエリアの方針については、この10年間の街づくりに関する取組み状況や、上位計画等との整合、区をとりまく状況、区民意見等を踏まえ見直し、適宜変更を行う。

5 意見交換会及び意見募集について

(1) 意見交換会

開催日程 令和6年7月27日（土）～8月10日（土）のうち

各地域で1日ずつ開催予定

周知方法等

広報紙、区ホームページ、広報板、区メールマガジン、SNS（X、Facebook等）、せたがやPay、一般財団法人せたがやトラストまちづくりのメールマガジンなどによる周知を実施する。なお、18歳以上40歳代までの区民を対象に、男女構成比や世代別人口構成比を踏まえ、住民基本台帳から無作為に抽出した1,000名（各地域200名）へ郵送による参加案内の送付を行う。

募集人数

各地域それぞれ40名程度

(2) 意見募集

募集期間 令和6年7月27日（土）～8月30日（金）

意見募集は各地域の意見交換会開催日から開始

周知方法等

広報紙、区ホームページ、広報板、区メールマガジン、SNS（X、Facebook等）、せたがやPay、一般財団法人せたがやトラストまちづくりのメールマガジンなど

6 今後のスケジュール（予定）

- | | | |
|------|--------|----------------------------------|
| 令和6年 | 7～8月 | 区民等との意見交換会及び意見募集 |
| | 9月 | 第5回アドバイザー会議（素案の報告） |
| | 10月 | 第124回都市計画審議会（素案の報告） |
| | 11～12月 | 素案説明会及び意見募集 |
| | 12月 | 第6回アドバイザー会議（案の報告） |
| 令和7年 | 1月 | 第125回都市計画審議会（案の報告） |
| | 2月 | 街づくり条例第9条に基づく公告・縦覧・意見書提出 |
| | 4月 | 第126回都市計画審議会（諮問） |
| | 7月 | 「世田谷区都市整備方針『第二部「地域整備方針（後期）」』」の策定 |